

農業資本および投資の測定について

梅村又次

I 課題

農業も国民経済のなかの1産業なのであるから、特別の動かしがたい理由があるのでなければ、これを他産業と特に区別して取扱ってはならないはずである。ところが、もっとも一般的、共通的であるべきはずの国民経済計算においてすらも、農業を特別視する習慣が残っているのはいかにも解し難いことである。というといかにも奇妙に響くかもしれないが、実際によく当つてみるとそうである。資本および投資の取扱い方について、農業は明らかに差別されている。在庫ないしは在庫投資は通常3つの区分に分類されている。生産物在庫、生産資財在庫および仕掛品在庫の3つがそれである。ところが、驚いたことには農業についてだけはどうしたことか、仕掛品在庫がおとされている。これには後段に述べるようにいくつかの理由があって慣行的にそうしているのであるが、この処置にはまったく承服しがたいのである。筆者の概算によれば、かような伝統的な農業会計の方針によるかぎり、農業在庫投資の6割以上の部分が不当に切り捨てられているのである。農業についても仕掛品在庫の計上を復活すべしというのが小論の第1の主張となっている。¹⁾

農業は典型的な季節産業である。このことを忘れて、季節的要素の少ない他産業に対するとまったく同様の見方をもつてしては農業に固有な問題をみのがしてしまうおそれがある。その点におい

て例えば農林省の「農業および農家の社会勘定」は決して満足のゆくものではない。それどころか、それは時としては重大なミスリーディングに導くおそれすら内蔵しているとすら考えられる。農業生産構造のしたがってまた農業資産構造の季節性に注目すべきだというのが、小論のもうひとつの主張となっている。

II 伝統的農業会計における立毛資産勘定の省略

国民経済計算の体系のなかで、一般にある特定の財貨をその資産項目の中に含ましめるかどうかの判定は、その財貨がとくにコストをかけて意識的に造成されたものであるのか、それともまったくコストのかかっていない天恵の自然物であるのか、そのいずれに属するかたによって決定されている。例えば、海洋の魚族資源や山間の天然林のごときは、それ自体がいかに有用なものであろうとも、コストをかけて造成されたものではないから、上述の原則に照らして、これを資産とはみなさないのである²⁾。ところが、われわれが、ここで問題としようとする在庫の立毛(農業の仕掛け品在庫)は明らかにコストをかけて育成したものであるから、魚族や天然林と類似的に取扱うわけにはまいらない。それは明らかに再生産可能な有形の資産である。

それにもかかわらず、資産項目からあえて立毛を除去するという慣行が広く行われるについては、それ相当の理由があつてのことである。さしづめその理由として考えられるものは、(1)豊凶変動による収穫の不安定性、(2)立毛評価の困難性、(3)農業生産の季節性の3つであろうが、これらの事由は果して十分に正当なものであろうか。この問題を検討することからはじめたいと思う。

1) ECAFE, *Report of the FAO/ECA FE Expert Group on Selected Aspects of Agricultural Planning in Asia and the Far East*, March 1961 (New Delhi, India) の 51~52 頁に working capital-output ratio の項目の下で農業生産に対する working capital の重要性がとくに強調されているが、これは小論におけるわれわれの主張と完全にその見解を同じくするものといえよう。大川一司教授の御注意に負う。

2) 研究会の席上での倉林義正講師の御教示に負う。

(1) 豊凶変動による収穫の不安定性

日照・気温・降雨などの自然条件のいかんに左右されるところの多い農業生産の技術的性格からして、当然に豊凶変動による収穫の不安定性はまぬかれえざるところであるから、収穫に先立って圃場の立毛を資産として積極的に評価計上することは、個別経済の立場からみてはなはだ危険であるとする、伝統的な会計学上の安全性の要請がこれである。

この会計学の安全性原則それ自体は大いに尊重されて然るべきであろう。しかし、それは営利を旨とする個別の私経済についての会計問題ではあっても、必ずしも国民経済のそれではない。勘定の表現形式は同じであっても元来その狙いとするところを異にしている国民経済計算が、無条件に私経済についての会計原則をそのまま踏襲しなければならないとする理由はないと思う。

われわれのここでの基本的論点は以上のごとくであるが、さらに追加すべき補足的論点がある。第1に、すくなくともわが国農業の現段階にあっては、収穫の不安定性という条件は国民経済計算の基本原則にあえて重大なる除外例を設けねばならないほどの大きな問題ではなくなっているという実態の問題がある。品種の改良、農業用薬剤の進歩、保温折衷苗代の普及などの一連の技術進歩によって、気象条件による作柄の豊凶変動の幅は近年とみに小さくなってきたし、また必ずしも十分なものではないにしろともかく作物保険の制度も出来ていて、作況動搖の問題を保険の対象とするに至っている。それだけ豊凶変動の経済的重要性は急速に軽減されてきたわけである。第2に、会計の安全性原則の観点からして真に問題となるのは実は収穫そのものの不安定性ではなくてそこからおこる収益の不安定性の問題だと解されるが、その場合たとえば景気変動を考えただけでも明らかのように、収益の不安定性は決して農業だけに固有の問題ではないのである。

(2) 立毛評価の困難性

立毛はそのまで市場取引の対象とはなりえないから、市場価格をもつことがない。しかも、立毛は土地条件や肥培管理のいかんによってその予

想収穫の量や質を著しく異にしていて相互に決して均質ではない。そのため立毛を個々のケースに当って適切に評価するということはきわめて困難だという事情が指摘されよう。

だが、いうまでもないことだが、評価の困難性ということは決して評価がまったく不可能だということを意味するものではないのだし、現に類似の条件にある多年生の果樹や桑については育成原価方式による評価が行なわれているのだから、これも決定的な論拠とはなりえない。問題はかかってそうすることの有効性いかんの判断にあるというべきだろう。そこから次の第3の論点がおのずと出てくることになる。

(3) 農業生産の季節性

農業は典型的な季節産業だから、その会計年度を設定するに当って、年度始の時点をできるだけ圃場に立毛の少ない農閑期に選定すれば、仮に立毛の評価をまったく省略してしまったとしても、そのことによって農業経営における資産の総額やその構成を著しく歪めるようなことはないだろう。そうだとすれば、なにもことさら困難な立毛評価問題に取り組むまでもないではないか、という実際的な考慮がこれである。

この農業生産の季節性に着目した立毛評価省略論の第3の見解は、それ自体としてはもっとも有力な主張だと思う。だがしかし、農業生産の季節性という契機は立毛評価省略論にとっては実は両刃の剣であって、これを出発点として農業在庫の季節性という一層本質的な大問題がおきて、この問題を追及して行けば、まことに皮肉なことには立毛の評価計上を不可欠のこととみる結論に到達せざるをえないるのである。これを次に節をあらためて説明しようと思う。

III 農業生産の季節性と立毛資産の問題

立毛は資産として評価計上しないという慣行にしたがって、農産物および農業生産資財の在庫が季節的にどのような推移をみせるものであるか、まずその実態を観察することから問題の糸口を辿って行きたいと思う。できるだけ単純なケースからはじめて、漸次複雑なケースを取り扱うことが望ましいので、統計資料を『昭和33年度農業経営調

第1表 水稲単作の1農家の在庫

年 度 始	月末在庫額(千円)			在 庫 増 減 (千円)	労 働 時 間 (時間)
	農産物	農業生産 資 財	計		
3月	291	184	475	162	308
4	232	171	403	△ 72	919
5	204	13	217	△ 186	1,943
6	121	5	126	△ 91	1,186
7	92	5	96	△ 30	1,098
8	76	1	78	△ 18	422
9	48	1	50	△ 28	879
10	26	15	42	△ 8	1,556
11	394	13	408	366	1,647
12	376	16	393	△ 15	634
1	363	14	377	△ 16	680
2	346	12	358	△ 19	493

資料：農林省『昭和33年度農業経営調査報告』204~9頁。
註：4捨5入のため合計は必ずしも内訳と一致しない。

△印は在庫減を意味する

査報告』にとって、青森県西津軽郡木造町の水稻单作經營(水田40.9反、畠0.9反)の1農家の事例を示すことにしよう。水稻单作經營はもっとも單純な經營組織であるばかりでなく、わが国農業粗収益の約半分は水稻收入であるから、われわれにとってもっとも好適なモデルといえよう。

第1表にみるように、農業在庫の月々の推移には明らかに季節変動を認めることができる。在庫は11月から4月にかけての冬期に多く、5月から10月にかけての夏期に少い。つまり在庫は農閑期に大きく、農繁期に小さいのである。これを農産物在庫と農業生産資財在庫に分けてみると、農業在庫の季節変動の型は、生産資財在庫が他の月とくらべてとびぬけて大きい3~4月を別とすれば、農産物在庫の動向によって完全に左右されていることがわかる。

この観察から導出される結論の第1は、顕著な農業在庫の季節性からして当然に会計年度の年度始の時点をどこに設定するかによって、年度始における農業在庫の大きさもまたその構成もまるで違ってしまうだろうということである。また資本・産出量比率は通常年度始における有形資産の評価額の年度内産出高に対する比率として計測されているが、かようにして算出される資本・産出量比率は季節産業たる農業については農業在庫の季節性からして当然に選定された計測時点のいかんによってはなはだ異った値をとるであろう。それだけに、資本・産出量比率を経済計画に使用す

ることは、少くとも農業に関するかぎり、問題であろう。

第2の問題点は、農業在庫が農繁期に小さく農閑期に大きいという観察事実に派生する。在庫の増減は在庫投資だが、この在庫投資と労働投入量とを月々に対比してみると、まことに奇妙な事実が見出される。本田耕起・本田代搔と農業生産活動が漸時活潑化して、労働時間がふえて行くと、投資は負の値をとって資本の引揚げが進行していることを示唆している。そのことは、過去の生産活動の結果でしかない農産物在庫投資を除いて、専ら今期の生産活動に直結する生産資財在庫投資だけをとったとしても少しも變るところはない。その場合でも、投資は依然として労働投入に逆行している。かようにわれわれの常識に背反するような結論に導くような資本ストックや投資の統計系列は、それがいかように精緻な手続きによって整えられたものであるにせよ、どこかもっと基本的な点で大きな誤謬をおかしているのではないだろうかと考えざるをえな。それでは一体どこが悪いのだろうか。肥料を例にとって以下少くこの問題を吟味することにしよう。

伝統的な農業会計の方式にしたがうならば、肥料の購入は流通資産の減少と生産資財在庫の増加として記録される。生産資財在庫の増分は投資である。その肥料を今度は圃場に施用して生産過程に投入したとしよう。この場合施肥は生産資財在庫の減少として記録されるだけで、施肥によって作物の成育がいかによく促進されようとも、立毛は資産とはみなさないから、生産資財在庫勘定における負の投資に対応する相殺項目は帳簿のどこにも上ってこない。極端なことをいえば、納屋の肥料が盜難に逢おうと作物に施用されようと、帳簿上ではなんの相異もきたさないのである。また、肥料の購入時点からその投入時点までの期間についての取引を通算すれば、正の投資(肥料の購入)と負の投資(肥料の投入)とが相殺されて投資はゼロとなり、流通資産の減少だけが帳簿に残ることになる。こうした不合理な会計方式を踏襲するからこそ、前述のような投資と労働投入との逆行といった奇妙な結論もでてこようというものである。

この場合、もしもわれわれが主張するごとく立毛についての仕掛品在庫勘定があらかじめ設定されていて、立毛を在庫として記録計算する用意が整えられておるならば、肥培管理の効果による作物の成長は当然に仕掛品在庫の増加として計上されるから、生産活動の進行に伴ってこの形での正の投資の進行がもれなく記録されるであろう。ここにおいて前述した投資が生産活動の波に逆行するといった珍現象は完全に解消されてしまうことになる。

しかば、立毛を農業の仕掛品在庫としてとくに記録計算することものたらす積極的な分析的実益は、果していかようなものであろうか。次にこれをとりあげよう。分析上の積極的実益の基本は、いうまでもないことではあるが、それによって農業生産構造の季節性の全貌をあますところなく明確に把握することができるということである。そうして、この基本的実益からさらに以下のような3つの派生的実益が生じる。

その第1は、農業資産の季節変動が明らかとなることの恩恵によって、生産組織の再編成や農業技術の進歩のもたらす資産面への影響を適切に把握することができるということである。それは農業経営の研究や農業金融の研究に対して新たな研究領域を用意するであろうと思う。

その第2は、投入期間別の投入の分布が明らかとなるので、このことによってはじめて正確な利子計算が可能となることである。「減価償却費を含まない農業経営費の半額を年度始に準備すべき流動資本額の大きさとみなす」³⁾といった慣行のごときは、生産過程が同時化されていない農業にあっては、投入期間別の投入の分布が与えられていない場合の便法でしかない。米価をはじめとする多くの農産物価格政策は当然より精度の高い生産費計算を要求するわけだが、生産費計算に対する貢献も没することのできない重要性をもつてゐる。

その第3は、国民経済計算に対する貢献である。新らに立毛資産の項目を追加することは明らかに国民経済計算の改善を意味するが、とくにその

4 半期別推計に加える改善は大きいと思う。経済企画庁の4半期別推計の現行方式によると、農業個人業主所得の「4半期別の計数は、『農家経済調査月報』より農業現金所得に自給現物(米、麦、その他)を加えたものをもとめ、これの4半期別構成により年度の農業個人業主所得を分割してもとめた」ものであるし、また支出面における「農業在庫品の増減については、農林省『重要物資在庫量調査(米、麦、主要肥料)』の4期別増減の変動によつて、4半期別推計をおこなっている」と説明されている。⁴⁾ それゆえに、農業個人業主所得および農業在庫投資の現行4半期別推計は、すでに指摘しておいた在庫投資と農業生産活動の逆行という矛盾を含んでいるし、とくに個人業主所得のそれは発生主義に背反しているといわねばならない。仮に、水稻単作経営について現行の推計方式をそのまま適用するしたらどうだろうか。米の収穫——唯一の収入源泉——は第3・4半期にかぎられているから、他の4半期の農業現金所得と自給現物評価額の合計の源泉は農産物在庫の減少分すなわち負の在庫投資しかありえない。ここで発生主義に従って在庫変動調整済みの所得を計算すれば、当然所得はゼロとなる。また、その支出面においては、消費支出と負の在庫投資とが進行しているわけだが、この支出の所得に対する超過分は負の貯蓄である。これは収穫期の第3・4半期に蓄積された正の貯蓄のとりくずしによってのみまかなわれることになる。ここで立毛資産を体系に導入すると、多くの場合負の在庫投資は正に転じて、負の貯蓄は一層大きなものとなろう。こうした貯蓄の季節的な正負の交替はそれ自体きわめて大きな分析的意義をもつものであるが、ここではこれ以上たち入ることをしない。

IV 立毛の評価と推計

—水稻単作経営のモデル—

圃場にある立毛を農業資産の1項目として記録計算することが農業会計にとって不可欠の要件であるとするならば、当然にわれわれは立毛の評価と推計の問題を実用にたえうる程度になんとかし

4) 経済企画庁『昭和32年度国民所得白書』20~21頁。

3) 農林省『昭和33年度農業経営調査報告』10頁。

て解決しておかねばならないだろう。まず評価問題を論議し、次に実際のデータを用いての推計方法を示すことにしよう。

もしも立毛が市場取引の対象となっているのであれば、その評価問題はきわめて簡単である。立毛の売買市場で成立している市場価格をもって立毛を評価すればよいからである。しかし、實際には立毛が市場取引の対象となることはまったくないし、ごく例外的な場合のほかには立毛の評価を実用の必要上行うということもない。かように立毛については市場価格も客観的な評価も成立しておらないので、なんらかの便法によって市場価格による評価にかわるべき評価法を工夫しなければならないわけだが、幸なことに農業会計学によってすでに実用的目的に十分たえうる評価法が研究されているので、その成果をそのまま借用して立毛の評価に適用すればよい。償却資産たる植物およびその育成過程にあるもの——例えば桑とか果樹などを指す——の評価法として工夫され現に農家経済調査や生産費調査などで広く利用されている「育成価計算」がこれである。育成価とは作物の育成に要したコストのことで、種苗、肥料、薬剤などの農業生産資財費、畜力費、動力費、賃料経費、減価償却、賃金、地代、利子および物件税で

第2表 水稲単作経営の1農家の月別農業投入額

	賃金	購入農業生産資財	その他の変動費	固定費	投 入 額	月末の立毛評価額	同 増 分
3月	11,227	7,548	3,640	6,922	29,337	138,878	30,568
4	32,622	17,686	8,755	〃	66,985	207,588	68,710
5	68,548	158,628	44,049	〃	278,147	490,212	282,624
6	41,957	21,173	12,241	〃	82,293	577,818	87,606
7	38,837	7,333	8,952	〃	62,044	645,950	68,132
8	15,113	4,078	3,721	〃	29,834	682,393	36,443
9	31,302	310	6,130	〃	44,664	734,105	51,712
10	55,051	1,051	10,878	〃	73,902	815,719	81,614
11	58,293	2,177	11,725	〃	79,117	903,390	87,671
12	22,838	2,078	4,831	〃	36,669	36,852	36,852
1	24,929	2,078	5,237	〃	39,166	76,583	39,731
2	18,067	1,939	3,879	〃	30,807	108,310	31,727
計	418,784	226,079	125,037	83,065	852,967	—	—

構成されている。勿論コストは自給部分に対する見積額を含んでいる。

立毛を「育成価計算」によって評価するという原則が確立されたから、この原則にしたがってさきに掲げた水稻単作経営のモデル・ケースについて立毛の評価推計を次に試みよう。個々のコスト項目に対する年度内の支出ならびに見積額はすべ

て『農業経営調査報告』によって与えられているので、ここでのわれわれの作業は月別の投入額を推計して、投入期間に応じた利子計算を行うことにはかぎられる。推計手続の概要を次に説明しよう。

(イ)賃金——雇用労働に対する支払賃金である。132,860円と家族労働に対する見積賃金である285,924円をそれぞれの月別投入労働時間によって割り切った。

(ロ)購入農業生産資財——農業生産資財の月別購入金額と農業生産資財の在庫額とからその月々の投入額を算出した。投入額の年度計は226,079円である。

(ハ)その他の変動費——その他の変動費の年度計125,037円を月別の(イ)と(ロ)の計に比例させて配分した。

(ニ)固定費——地代、減価償却などの固定費の年度計83,065円を12ヵ月に等額に配分した。

(ホ)利子計算——農業総投入額は(イ)、(ロ)、(ハ)、(ニ)の計として月別に求められる。このモデル農家の経営では米の収穫は11月中に行なわれているので、水稻の生産期間は12月に始まって翌年11月に終ると考えられる。そうだとすると、12月以降の投入は実は34年度産米のための投入で、33年度産米に対する投入ではないということになる。したがって、この投入分は33年度産米の立毛評価には含めてはならない。逆に32会計年度に属する12月から2月に至る33年度産米に対する投入は33年度の立毛評価に含めなければならない。しかし、この部分の投入を直接推計すべき手段はないので、暫定的に34年度産米

第3表 水稲単作経営の1農家の農業在庫と農業在庫投資

	農在庫	農在庫投	農業在庫資
	千円	千円	千円
12月末	429	—	
1	453	24	
2	466	13	
3	614	148	
4	611	△ 3	
5	707	97	
6	704	△ 4	
7	742	38	
8	760	18	
9	784	24	
10	858	74	
11	917	59	
{ 収穫前	(408)	(△51)	
{ 収穫後			

に対する12~2月の投入をもってこれに代用するという便法をとるよりない。この前提に立って、次のようにして毎月の投入の投入期間に対する利子を計算した。利子率は月当たり1%の複利とする。投入の行なわれた当月

における平均投入期間は平均して半月とみなす。かようにして各月末に至るまでの投入期間に対する利子を求め、これを元利合計してさらに前年12月から順々に本年11月まで累計すれば、各月末現在における立毛の評価額をえる。これから各月間の立毛投資を算出することはきわめて容易である。

第1表と第2表とからわれわれの水稻单作經營の1モデル農家における農業在庫と農業在庫投資を計算すると、結果は第3表のようである。4月と6月に小さな負の値をとるほか正の投資は連月順調に進行している。これを第1表において連月負の投資が記録されていたのとくらべれば、立毛投資の計上のもたらした改善は明らかであろう。11月の収穫前に農業在庫は92万円に達するが、収穫によって39万円は仕掛品在庫から農産物在庫に移転され、51万円は米の販売によって回収される。12月に入ると翌年度産米に対する投資と本年度産米に対する投資の回収が平行して進み、本年度における類似の過程が引き続いて展開されて行く。

V 農業在庫投資の概算

立毛資産ならびに立毛投資を国民經濟計算の体系に含ましめることの分析的意義の重要性を強調し、その評価法と推計法について論議したから、それをうけて今度は全農家による立毛投資の総額の概算値を与えて、農業全体についてのそのおよその規模を示すことにしよう。

前節の水稻单作經營のモデル・ケースと違って、今度は全農業經營を対称するから、財貨ならびにサービスの投入は作物、家畜、永年生植物の総体に対するものとしてとえられる。これを農業粗投入とよぶことにする。投入期間を推定すべき根拠となるデータが見出しえなかつたので、利子計算は行っていないし、その他にも若干の脱漏項目もあるので、第4表の農業粗投入は明らかに過少である。また水稻单作經營のモデル・ケースと違って今度は様々の収益部門の複合体を対象としているのだから、投資の回収はほぼ連続的に行われているものと考えねばならない。この投資の回収分を控除していないという意味で農業粗投入と称

第4表 農業在庫投資の推計 (億円)

	農業粗投入	在庫投資				計
		仕掛品	農業生産資財	農産物	計	
34年 4月	682	278	153	△ 165	266	
5	1,543	1,546	△ 346	△ 640	560	
6	1,741	974	△ 63	△ 119	792	
7	1,797	148	△ 27	58	180	
8	1,268	530	△ 4	△ 416	110	
9	945	△ 302	12	△ 54	△ 344	
10	1,109	△ 1,488	16	267	△ 1,205	
11	1,445	△ 4,085	△ 1	3,594	△ 492	
12	1,876	△ 124	△ 1	△ 192	△ 316	
35年 1	999	927	14	△ 763	178	
2	828	621	39	△ 549	111	
3	1,289	1,224	204	△ 882	545	
計	—	249	△ 4	139	385	

したのである。そこで、投資の回収分を別途推計し、農業粗投入から投資回収を控除して純額となし、農業仕掛品投資を求めたが、農業粗投入の系列と投資回収の系列とは必ずしも十分よく相互に対応しておらないので、ここでも少なからざる推計誤差を残していると考えねばならない。資料解釈、推計手続等に今後改善さるべき点が多い。ごく暫定的な第1次的試算として受取って頂きたい。

かようにその絶対値については勿論その変動についても少なからざる欠陥をもった計数ではあるが、求められた農業在庫投資の月次系列は結果的にみてそれほど拙いものではないようである。年度間を通じての在庫投資は総額385億円にのぼり、そのうち63%に当たる249億円は仕掛品在庫投資である。しかし、すでに何度も強調してきたように農業生産構造の観点からみてとくに重要なのは農業在庫投資の季節的配分である。これを4半期別にくくってみると、次のようになる。

在 庫 投 資

	仕掛品	生産資財	生産物	計 (億円)
I	2,798	△ 256	△ 924	1,618
II	376	△ 19	△ 421	△ 54
III	△ 5,697	14	3,669	△ 2,013
IV	2,772	257	△ 2,194	834

まず全体としての農業在庫投資をみると、正の投資の3の2分は第1・4半期に、残りの3分の1は第4・4半期に行われており、負の投資は第3・4半期に集中している。その内訳をみると、仕掛け品在庫投資と生産物在庫投資とは完全に逆行していて、正負の投資が相互に相殺しあっている。生産資財在庫投資は年度の後半に進行し、年度の前

半の負の投資とはほとんど相殺する関係を保っている。こうした2組の投資の正負相殺関係が、全体としての農業在庫投資の純額を比較的小さなものにしているといえよう。

VI 経済発展の問題に対する意義

農業生産の季節性に起因した農業資産構造ないしは農業投資の季節性が経済発展の問題にとっていかなる意義をもつだろうか。最後にこの問題を思いつくままに記しておきたいと思う。

明治以降のわが国経済の発展にとって、わが国の農業が著しく資本節約的な発展の方向をとったということはきわめて重大な意義をもったとされている。

なぜならば、そのことの必然的帰結として、農業投資は小額にとどまり、農業から他産業への貯蓄の大きな流出が生じて、工業化のための投資をまかなうに与って有力だったと考えられるからである。このシェーマは資本蓄積の日本の特質として一般的に通用している。このシェーマは基本的にはまったく正しいと考えるが、その量的な大きさについては若干の割引を必要とするのであるまいかと思われる所以である。資本節約的と称されるわが国の農業にあっても、農業在庫投資とくに仕掛品在庫投資は決して軽視することを許さないスケールをもっていたと考えられる。金肥の多投という周知の事実がそのことを勇辯に物語っている。。ましてや経済発展の初期段階においては、その国民経済における比重は想像以上に大きかったと考えねばならないだろう。日本的な多肥農業はたしかに西欧農業にくらべて資本節約的ではあ

ったかもしれない。しかし、日本の多肥農業それ自体は所得水準の低い経済発展の初期段階における動員可能な貯蓄の規模にくらべて果して十分に資本節約的でありえたのだろうか。それはかなりに疑問とすべき理解の仕方ではなかろうか。

さらに農業投資の季節的集中という動かすべからざる事実を考慮するならば、いわゆる貯蓄の流出についても無条件ではありえない。流出した貯蓄のかなりの部分は多分に季節的性格のものではなかったろうか。収穫期以降の時期に流出した貯蓄の少なからざる部分は、春の耕作期以降にはあるいは肥料購入資金として、あるいはまた農民の生活資金としてふたたび農業に還流してきたにちがいない。農業の資金需要の季節性は他産業における短期の運転資金需要に対する資金供給の源泉として大いに役立ったことはおそらく事実であろう。だが、そうしたことはなにもわが国だけにかぎられたことではない。⁵⁾ しかしながら、他産業における設備投資のための長期資金をさらに農業から調達するためには税制や小作制度を通ずる強制的径路を利用せねばならなかつにちがいないのである。

後進国開発問題にとって資本節約的だった日本農業の発展型はきわめて貴重な教訓であるとみられているが、以上に述べたような理由からして、これを余りに過信することは危険ではないかと考える。問題がきわめて重要であるだけに、一層きめのこまかい調査研究に俟つところが多い。

5) 例えば、T.S.アシュトン(中川敬一郎訳)『産業革命』114~115頁の叙述を参照。